特定鳥獣保護管理計画の策定状況(第10次と第11次事業計画)

概況

ヒグマは北海道に、ツキノワグマは九州の7県を除く、本州・四国の33都府県に生息する(茨城県、千葉県、大阪府、香川県、愛媛県には恒常的生息域はないとされている)。以下、地方自治体が策定した、「特定鳥獣保護管理計画書」に基づく情報を整理した。

- 特定鳥獣保護管理計画は、平成 24 年 12 月 1 日現在、21 府県(岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、 長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、島根県、広島県、 山口県)が策定している。
- 北海道の渡島半島のヒグマ、山梨県、奈良県のツキノワグマについては、任意の 保護管理計画が策定されている。ヒグマについては、今年度中に特定鳥獣保護管 理計画を策定する予定とされている。
- 第10次期間中に策定された計画のうち、期間中に計画期間を変更したり、計画を 改定した県がある(岩手、宮城、福島、栃木、石川、福井、兵庫、鳥取、島根)
- 第 10 次鳥獣保護事業計画内に 20 府県が策定し、第 11 次鳥獣保護事業計画内に 14 府県が策定している(第 10 次の計画を延長している県を含めると 21)。

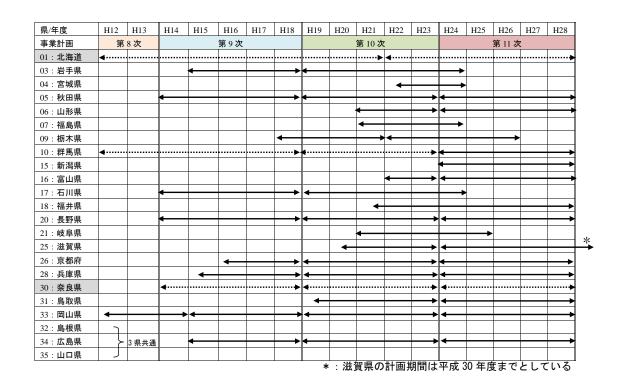


図1 クマ類の特定鳥獣保護管理計画の策定状況

地域個体群と特定鳥獣保護管理計画

- 九州を除く 18 の管理ユニットのうち、下北半島、富士・丹沢、紀伊半島、四国の 4 つの地域個体群が特定鳥獣保護管理計画でまだカバーされてない。
- 地域個体群ごとの管理としては、島根、広島、山口の3県が共同で西中国山地の クマを対象として特定鳥獣保護管理計画を作成(策定は各県)している。また、 富山・石川・福井・岐阜・滋賀の5県にまたがる白山・奥美濃地域のクマを対象 として、関係県や環境省等が連携して「白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護 管理指針」を策定して広域保護管理を行っている。

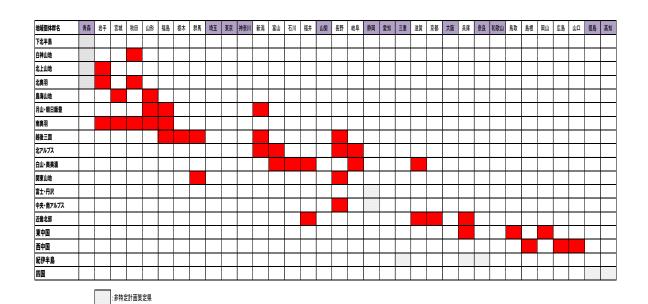


図 2 ツキノワグマの地域個体群と特定計画策定府県の対応地域

管理目標

特定鳥獣保護管理計画の 3 本柱は、「個体群管理」、「被害防除」、「生息地管理」である。 クマ類の場合は、「個体群管理」としては『個体群の安定的な維持・回復』、「被害防除」は 『人身被害及び農林業被害の軽減』、「生息地管理」は『クマとの棲み分け(ゾーニングや 緩衝帯の整備、奥山の広葉樹林化など)』となる。

- 第10次では、特に個体数/生息数を減らさない/維持/回復させるための目的意識が 強い傾向がある。
- 第 10 次から第 11 次への移行における特徴として、大量出没を 3 回経験したこと や、次期計画のための生息数調査を実施したことから、保護施策が推進され県内 の生息数が回復/増加したことが分かり、個体群レベルに沿った保護管理施策を見直した県がある。

生息動向

クマ類の特定鳥獣保護管理計画の策定状況をみると、第9次で10府県が、第10次で18府県、第11次で21府県となっている。生息動向の変化をみるため、第11次で初めて計画を策定した県や計画期間を延長した県を除いて集計を行った。なお、項目に関する記載がない場合は、集計から除いた。

- 生息数が増加 12、変化なし 3、減少 1 (75%(12/16)が増加したと回答)
- 分布域が拡大した・やや拡大 11、変化なし 1

捕獲動向

特定鳥獣保護管理計画は、概ね 5 年間を計画期間としている。クマ類の捕獲数は年変動が大きいため、5 年間の比較では実情を把握することが難しいと考え 10 年間の平均値で比較した。

- 特定鳥獣保護管理計画策定県のみでは、増加 18、変化なし 1、減少 2
- 非策定県では、増加 4、変化なし 4、減少 2
- 錯誤捕獲に関する記載項目があったのは、15 府県

個体群管理状況

クマ類の特定鳥獣保護管理計画では、特に生息数を維持/回復する管理目的を設定しているところが殆どである。

1. 捕獲規制

- 狩猟禁止にしているのは 7 府県である (環境省告示 3、府県告示 4)。
- 特に、近畿地方から西日本の府県が多い。

可否	第10次計画 第11次計画	
狩猟許可	13	14
狩猟禁止	7	7

● 捕獲上限を設定しているのは、第 10 次計画で 17 府県、第 11 次計画で 18 府県、 期間中の上限数を固定する場合と、変動させる場合がある。

上限数の設定可否		第10次計画	第11次計画	
あり	固定タイプ	12	13	
	変動タイプ	5	5	
	なし	3	3	

● 捕獲上限数を上回った場合について、運用方法を明記してある府県は16で、下回った場合については6県が明記していた。

▶ 捕獲上限数を上回った場合

事	項	件	数
翌年度以降に調整(差し引く)			7
狩猟の自粛を要請する			6
有害鳥獣捕獲については可能とする			1
上限数を検討する			1

▶ 捕獲上限数を下回った場合

事	項	件	数
翌年へ繰り越さない			5
翌年へ繰り越	す		1

2. 錯誤捕獲

1) 錯誤捕獲に関する情報の有無

ツキノワグマの特定計画が策定されている 21 府県のうち、錯誤捕獲に関する何らかの情報が記載されているのは 17 府県であった。明記されていなかったのは 4 県あり、この 4 県はイノシシ・シカの分布がない、もしくは分布が限定的な地域であった。

2) 錯誤捕獲の件数

錯誤捕獲の件数が計画に明記されていたのは9県のみであった。

3) 錯誤捕獲時の対応

錯誤捕獲に関する何らかの情報が記載されている 17 府県のうち、錯誤捕獲が発生した場合の対応を明記してある府県は 13 府県であり、「原則、放獣」としていた。対応の明記がなかったのは 4 県あった。錯誤捕獲発生件数を把握している府県のうち、各年の放獣件数が明記されているのは 2 府県のみであり、これ以外の府県では放獣数は明記されていなかった。

4) 錯誤捕獲防止のための主な対策例

(各府県の特定鳥獣保護管理計画書に記載されている項目)

- ・箱わな等を設置した場合、クマの足跡など痕跡がわな及びその周辺で発見された場合 には、箱わなの扉を閉じるなどクマの誤捕獲を防止する措置をとるように努める。
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを使用する場合は、天井部に 30cm 程度の脱出口を設ける。
- ・箱わなの誘引に、梨・柿などの果樹などの使用を避ける
- ・くくりわなのワイヤーを 12cm 径の指導を徹底
- ・くくりわな設置禁止エリアの設定